平成２５年（フ）第２５６号
千葉県柏市柏994番地９、申立時の住所千葉県柏市新柏２丁目21番地２　アンクレージュ新柏Ｃ―101号
破産者　堀米ゆい子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２５９号
千葉県柏市西原５丁目23番５号　パールハイツ鏑木39―202号
破産者　阿部　賢悟
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９８号
千葉県野田市桜台164番地の８
破産者　株式会社コンパス
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９９号
千葉県野田市桜台164番地の８
破産者　門元　二郎
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９３９号
東京都新宿区西新宿１丁目25番１号　新宿センタービル３階
破産者　医療法人社団新世会
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９４０号
東京都足立区関原２丁目25番４号　川名ビル１階
破産者　医療法人社団優仁会
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２３３号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目６番５号　丸彦ビル
破産者　株式会社日本繊維新聞社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５４４号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目29　市営アパートＨ―404
破産者　及川　英夫
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６０９号
東京都足立区東和５丁目５―14―502
破産者　高原　　順
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２号
横浜市鶴見区矢向１丁目13番20号
破産者　株式会社ファンクション
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７６号
最後の住所神奈川県平塚市四之宮６丁目６番18号
破産者　亡小野弘相続財産
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４２号
神奈川県愛甲郡愛川町田代645番地
破産者　株式会社富男石材
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６５号
長野市若宮２丁目10番４号
破産者　株式会社ヤマロク
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
横浜市青葉区青葉台１丁目29番地３岩井ビル３階
破産者　株式会社栗木達雄建築アトリエ
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２８０号
福岡県久留米市松ケ枝町12番地１
破産者　大野　信孝
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６０号
福岡県久留米市長門石２丁目２番75―203号
破産者　有馬　利幸
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８３６号
北九州市小倉北区中島１―18―24　フェルト730―504号、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子東３丁目７番９―406号
破産者　小林　克義
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４０号
北九州市小倉北区上到津４丁目９番20―1001号
破産者　川口ひろ子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６４号
青森県八戸市多賀台２丁目15番地25、前住所青森県上北郡おいらせ町新助川原32番地２おいらせ住宅12号
破産者　河原木幸城
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第５地割76番地　大槌町大槌第３仮設団地Ｂ－１－５
破産者　高橋　　登
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係